

アジアの地域環境制度の形成と地域統合

松岡俊二[†]

Regional Environmental Institutions and Regional Integration in Asia

Shunji Matsuoka

This paper is focused on institutional development and path dependency of East Asian environmental institutions from a view point of regional integration in East Asia. At first, the interaction process between regional integration and institutions is discussed and then several institutional approaches are analyzed. There are three main institutional approaches in contemporary social sciences; rational choice institutionalism, historical institutionalism, and sociological institutionalism. The analysis of this paper is mainly based upon historical institutionalism, since this paper is focused on historical aspects of institutional development of East Asian environmental institutions. After assessment of previous studies on Asian environmental institutions, this paper is set a research question as follows. Why and how does Asian regional institution continue even if its effectiveness is low? To answer this question, EANET (Acid Deposition Monitoring Network in East Asia) is analyzed as a case study by using path dependency and capacity development theory. Furthermore, this paper is compared EANET in Asia to LRTAP in Europe. In the end, this paper concludes that Asian environmental institutions have their own self reinforcing mechanism and the development process of these environmental institutions depend on other sectors institutional development.

1. 地域統合と制度：なぜ制度を論じるのか？

本論文は、制度論アプローチによってアジア地域環境制度の形成や発展の構造や特質を分析し、あわせてこうした地域環境制度の形成と地域統合に関連するさまざまな制度形成との関係についても考察することを目的としている。なお、本論文の取り扱うアジア地域とは北東アジアと東南アジアをあわせた東アジア地域とする。

最初に、制度論という視角から地域統合がどのように整理できるのかを、ヨーロッパとアジアとの地域制度比較という点から考察し、本論文の導入としたい。

ヨーロッパ地域統合の性格として「*de jure* 統合、制度的統合」が強調されるのに対して、アジア地域統合は「*de fact* 統合、機能的統合」として特徴付けられてきた。貿易・直接投資などを通じた経済的相互関係の深化や人・情報・文化交流などの社会関係の重層的多面的ネットワークの展開などの視点から、東アジア地域におけるデ・ファクトとしての「地域統合」の形成や FTA や EPA などを通じた経済

[†] 早稲田大学大学院アジア太平洋研究科教授

的機能の「地域統合」が議論されてきた(毛利・森川 2006)。

経済領域や社会領域を中心とした実態としての地域統合の進展に関する研究やこうした実態の深化と並行的に進行する機能的統合に関する研究の意義は十分に認めつつ、本論文では、従来、十分に議論されていないアジア地域における制度的統合、アジア地域におけるさまざまな地域協力制度の形成や発展のプロセスに焦点を当てたい。

地域統合とは、各主権国家や社会において独自に形成されてきた制度、その意味で強い経路依存性を持つ「制度の束」を、地域制度を形成することにより国家間の制度の「すり合わせ」や「組み換え」を行うことである(地域制度・国家制度間の垂直的制度統合)。また、こうした地域制度は経済、政治、環境などの領域・課題ごとの地域協力制度の形成から始まると考えられるが、こうした個別領域の地域制度の「接合」や「結合」が行われることによって(分野間の水平的制度統合)、地域統合が進展すると言える。

このように考えると、地域統合過程とは、内発的であれ、外圧によってであれ、何らかの力(power)や利害(interest)や理念(idea)・規範(norm)や社会運動(social movement)などにより国家を超えた地域制度が形成されるプロセスであり、こうした地域制度の発展によって制度間の垂直的制度統合と水平的制度統合が進展するプロセスとして理解することが出来る。と同時に、それぞれの国家・社会で歴史的に形成されてきた、その意味で経路依存性の極めて強い制度を地域的に統合することの困難さも容易に想像される。

もちろん、異なる国や社会の間における制度統合そのものは決して新しいものではなく、さまざまな国際条約や国際組織や2国間FTAなどはそうした制度統合の具体例である。しかし、従来のこうした国際制度研究は個別の制度の形成やその効果を分析するか、グローバル・ガバナンスといった多分に理念性の強い議論がもっぱらで、地域における制度形成や発展を具体的な垂直的・水平的な制度統合として研究したものは多くない。

また、アジア地域統合研究における制度研究が必ずしも活発でなかった理由は、そもそもアジアの地域制度の多くが法的拘束力(legal-binding)を伴わず、ノース的にはインフォーマル(informal)なもの、国際法的にはソフト・ロー的なものであり、従来の社会科学ではこうしたインフォーマルな「制度」を分析することが得意ではなかった点に求められる。しかし、この四半世紀の経済学、政治学、社会学などの社会科学における制度論研究の興隆は顕著であり、制度の形成や発展を総合社会科学として研究することが可能となってきた。

本論文は、こうした社会科学諸学における制度に関わる学際的研究の成果を踏まえつつ、環境協力も含んだ地域統合を垂直的・水平的な制度統合のプロセスとして動態的に把握し、東アジアにおける制度形成の経路と現状、将来の展開について制度論アプローチから考察する。

2. 本論文の構成

制度を議論すると、すぐに、そもそも制度とは何か、制度はどのように形成されるのか、制度はどのように発展するのか、制度の効果や効率とは何か、制度変化はどのようにおこるのかといった一連のク

エスチョンが発せられる。制度に関する研究はさまざまな種類があるが、こうした問いに真正面から答えようとするものが新制度学派、歴史制度主義、社会制度論といわれるもので、こうしたアプローチを制度論アプローチと総称することにする (Hall and Taylor 1996)。

制度論アプローチは、経済学における Douglass North や Oliver Williamson に代表される新制度学派や青木昌彦などの比較制度分析、Elinor Ostrom のコモンズ理論、Paul Milgrom & John Roberts の比較組織論（以上のような経済・経営学における制度論は、一般に方法論的個人主義やアクター中心主義に基づく合理的選択制度論：rational choice institutionalism と言われている）、Robert Putnam や Paul Pierson などの政治学や歴史学における比較歴史分析（政治学・歴史学における社会的文脈を重視する制度論は歴史的制度論：historical institutionalism と言われる）、社会学における社会制度分析（方法論的全体主義に基づく社会学的制度論：sociological institutionalism）などさまざまな学問分野で展開されているし、当然ながら詳しくみると制度論といってもかなり異なった理論や議論が展開されている。また、直接的に制度を研究しているわけではないが、経済発展や技術発展における経路依存性やロックイン効果を、収益逦増理論から展開する Brian Arthur や Paul David といった複雑系や進化経済学に関連するエコノミストの業績も本論文では「広義の制度論アプローチ」として取り上げる。

本論文は、東アジアの環境協力・環境ガバナンスを主な事例として地域制度の形成・発展メカニズムを考察するため、まず、(1) 既往の制度論研究の批判的な検討から、地域制度形成の理論と分析方法を具体化する。次に、(2) こうした制度の理論と方法をどのように環境協力や地域制度の形成と発展過程の分析に適用・応用するのかをケース・スタディなどを通じて考える。最後に、(3) 今後の東アジアにおける地域環境ガバナンスの形成と地域統合との動的な関係を考察する。

3. 制度の理論と分析方法

3.1 制度とは何か

Douglass North の表現を借りると、「制度とは、社会におけるゲームのルール、より形式的に表現するならば、人間の相互作用を形作る人為的に創出された制約条件」(North 1990, pp. 3-4) であり、法律などのフォーマルな制度であれ、社会的規範などのインフォーマルな制度であれ、社会の中で人々が繰り返し行う一定の行動様式を規定するものが制度である。

またゲーム論に基づく比較制度分析の重要性を指摘している青木昌彦は、「制度とは、ゲームがいかにプレイされるかに関して、集団的に共有された自己維持的システムである。その実質は、特定の均衡経路の際立った、不変的な特徴を縮約して表現したもので、ドメインにおけるほとんどすべての経済主体によって自分たちの戦略選択に関連があると認知される。そのようなものとして、制度は経済主体たちの戦略的相互作用を自己拘束的に統治する一方、不断に変化する環境のもとで彼らの実際の戦略選択によって再生産される」(青木 2001, p. 33) ものと定義している。

さらにコモンズ研究の Elinor Ostrom は、「制度とは、最も広く定義すると、家族、地域社会、市場、企業、スポーツ連盟、教会、民間組織、あらゆるレベルの政府など、人々が反復し、構造化された相互関係の全ての形態を形成する処方箋である。」(Ostrom 2005, p. 3) とし、また制度とは「ルールが構造化

された状況 (rule-structured situation)」(*op. cit.*, p. 3) であるとも表現している。

North, 青木, Ostrom の制度に関する定義は厳密に言えば異なる点があるが、大きく言うと一致している。制度とは、社会を構成するさまざまなアクター (プレイヤー) がさまざまな関係性の中で反復される行為を規定する様式・形式であり、習慣や社会的倫理などの社会的規範の場合 (インフォーマル制度) もあれば、人々が法律を守っている場合は法律などのフォーマルな制度の場合もある。

こうした人々の社会的行動に課されるパターン化した制約としての機能論から制度を把握する North, 青木, Ostrom の制度論は、方法論的个人主義に基づくものであり、個人が社会的行為を円滑に行うために制度が生成・発展・消滅すると考える。制度変化の要因は、社会の取引費用の削減といった効率性であり、何らかの持続性であると論じられる。もちろん歴史的に形成されてきた制度は「制度の束 (bundle of institutions)」として形成され、耐久性・頑強性を特徴としており、制度を変化させることは容易なことではないと考えられる。多くの場合、制度変化の過程は、経路依存性に特徴付けられる漸進的なプロセスである。

これに対して、社会学者・Scott は「制度とは、社会的行動に対して安定性と意味を与える認知的 (cognitive), 規範的 (normative), 規則的 (regulative) な構造と活動から成り立っている。制度は文化、構造、習慣といったメディアによって伝達され、制御の及ぶ範囲で多層的に作用する」(Scott 1995, 邦訳 pp. 53-54) と定義している。制度は、人々の社会的行動に意味・価値を与えるものであり、最初に制度が存在するという意味で方法論的全体主義に立つものである。こうした観点からは、制度変化のメカニズムは社会の集团的行動による淘汰・進化プロセスとして表現される。方法論的全体主義に立つ制度論においては、ノースらの制度論よりも一層、制度変化のプロセスは社会発展のプロセスそのものとしての性格を強く持つことになる。

いずれにしろ制度は、人々の行動の「制約」としての制度という性格と人々の行動の「可能性の拡大」としての制度という二重の性格を持つことが重要である (磯谷 2004)。社会的能力と制度との関係では、制度は社会的能力を規定するとともに、社会的能力の形成・向上などにより制度変化が引き起こされ、社会的能力と制度は相互規定関係にあるといえる (松岡 2004)。さらに、こうした制度の二重の性格を前提とし、人々の行動と社会的能力が制度によって媒介されるとき、人々の行動というミクロの領域と社会的能力というマクロの領域が制度によって媒介あされ、いわゆる「ミクロ・マクロ・ループ」(Alexsander 1987, 今井・金子 1998, 塩沢 1999) が形成されることになる。

3.2 制度形成の理論と方法：経路依存性

(1) Brian Arthur の議論：合理的選択制度論

制度の形成は強い経路依存性 (Path Dependency) を持つという仮説は、制度論の大きな特徴である。経路依存性の議論にも幾つかの理解があるが、ここではまず技術発展論として経路依存性を展開した Brian Arthur (1994) の議論をみてみよう。

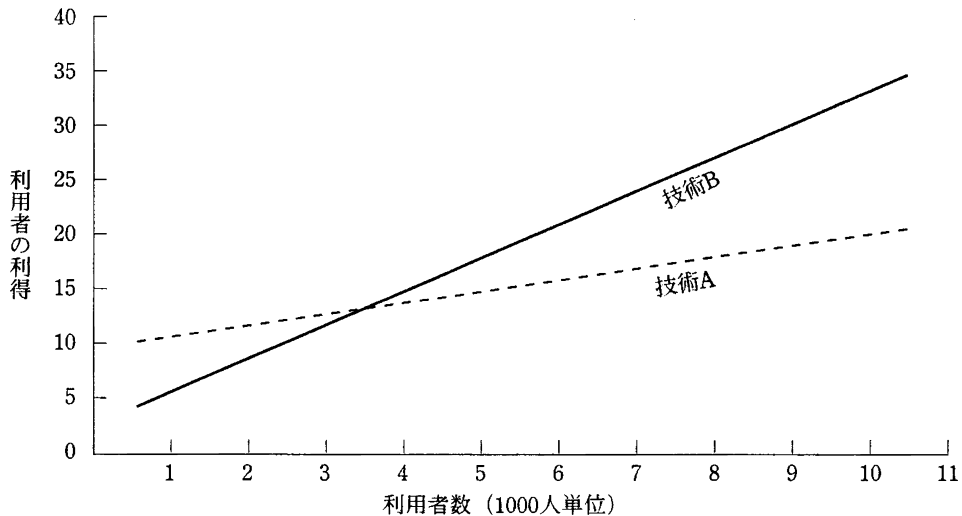
Arthur は技術進歩における技術選択と技術定着メカニズムを理論化し、従来の経済学が無視してきた「収益逡増 (Increasing Returns)」理論の構築から出発し、技術選択における「正のフィードバック」

あるいは「自己強化」といった特徴を持つ経路依存メカニズムの役割を強調した。こうした経路依存性は、やがて「ロックイン (lock-in)」という現象を惹起し、たとえその技術が他の技術に比べて非効率となっても引き続き使われてゆくというロックイン理論へと展開される。Paul David (1985) の描いているキーボードの配列における QWERTY 方式はこうしたロックインの有名な事例である。

また、Arthur は「ランダムな経済現象がある特定の経路を選定してしまえば、その選択は代替的な選択肢の利益とは無関係にロックインされてしまうであろう」(邦訳, p. 3) と述べ、経路選定 (歴史的制度論では critical juncture に相当) とロックインを連続的に論じており、この点は後に述べる歴史的制度論のロックインの議論とは異なる点である。図 1 にこうした経路依存と収益増の関係を示した。

さらに Arthur は経路選択について、「選定は、偶然の小さな諸事象 (small, chance events) の集積によって起こるが、それらの『歴史の小事象』は歴史の結果を大きく左右することになり、歴史的・時間的に均等化されるものではない」、「収益増という条件の下で、複数の選択肢のうちから『偶然の小さな事象』によりある選択肢が決定 (独占) され、経路依存性が生じ、複数均衡の中で、必ずしも最も効率的ではない選択肢がロックインしてしまう」(邦訳, p. 19), 「何が選定されるかは事後に分かることであり、事前には予測不可能である」(邦訳, p. 56) としており、選定 (歴史的制度論では critical juncture) の理論化は不可能としている点も重要な点である。

図 1 技術選択における収益増とロックイン



(出所) Pierson, P. (2004), *Politics in Time: History, Institutions, and Social Analysis*, Princeton U. P., 粕谷祐子訳 (2010), 『ポリティックス・イン・タイム: 歴史・制度・社会分析』勁草書房, p. 29 より引用。

(2) Paul Pierson の議論: 歴史的制度論

以上のような合理的選択制度論に対して、歴史的制度論の代表的研究者である Pierson (2004) は、経路依存とは「国家や地域がある軌跡を進み始めたあとに、その軌跡を切り替えるコストが非常に高くなるということ」(訳書, p. 25), 「正のフィードバック (自己強化メカニズム) こそが経路依存を生じさせる」(訳書, p. 26), 「収獲増が働くとき、アクターは 1 つの選択肢のみに執着する強いインセンティブ

を持ち、さらにその選択肢から続く特定の経路を進み続けようとする強いインセンティブが生じる」(訳書, p.28)としている。

彼は経路依存の開始点である critical juncture (重大局面, 重大な岐路)については、経路依存性(正のフィードバック過程)の始まりとして重大なのであり、必ずしも大規模で劇的なものである必要はなく、事象としては小さくともよいとし、さらに、選択肢の「開放性」、「随意性」から「critical juncture」をへて「閉鎖性」・「強制性」へと展開するとしている。

経済制度、政治制度、社会制度などの分野・領域による経路依存性の相違については、経済制度の時間的射程は相対的に長いあるいは長くなる要素(企業組織や資本市場)を持っているが、政治制度は選挙サイクルで動くため短期的にならざるをえないとしている。経済制度の成果が費用便益比率などのように比較的明確であるのに対し、政治制度の成果は曖昧であり、時間的射程も相対的に短いため、政治制度のほうがしばしば経済制度より強い経路依存性を示すと言われている(訳書, p.55)。

また制度選択については、取引費用の減少から制度形成を説明する新制度派経済学(合理的選択制度論)などのアクター中心機能主義は存在する制度のアクターにとっての機能、効用、効果を分析することは出来るが、アクターの意図によって、あるいはアクターの意図したとおりに実際の制度が形成されるわけではないので、アクター中心機能主義では制度選択は解明できないとしている。その上で Pierson (2004) は、制度は多様な効果を持ち、また、アクターも必ずしも効率性にに基づき行動するわけではないとし、制度選択・制度形成における規範の伝播、制度のクラスター化、制度的同型化(模倣)などの役割を強調している。さらに、アクターの時間的射程は短い、制度の時間的射程は長く、したがって、制度選択の議論から制度発展の議論へ展開することが重要であると論じている(訳書, pp.136-160)。

それでは、制度変化(ロックインからの脱出)・制度発展は、なぜ、いつ、どのように起こるのであろうか。この点については、Pierson (2004) は、伝統的経済学は「競争と学習」が経路依存から抜け出す2つの有力なメカニズム(改良メカニズム)であるとの信念を持ってきたが、市場における競争は必ずしも自由で公正な競争ではなく、学習も代替制度の選択変更につながるわけではないとしている。その上で、Pierson (2004) は従来の制度論研究を以下の5点にまとめている。

- 1) 戦争や経済危機などの大規模な事象が制度変化の触媒となる(critical junctureの議論)。
- 2) これまでの「敗者」(周辺の集団)が制度変化の触媒となる(敗者復活論)。
- 3) 社会システムを構成する複数の制度領域の相互作用が制度変化を促す(重複的過程論, 制度間相互作用論)。
- 4) 企業家(アントレプレナー)や熟練した社会的アクターが制度変化を促す(革新的アクター論)。
- 5) 制度発展における堆積(layering), 転用(conversion), 伝播(diffusion)により制度が変化する。

また Pierson (2004) は、グローバル化とネットワークの発展による規範の「伝播」による制度的収斂=「制度の標準化」が起こるといった「制度収斂論」を展開しており、こうした制度発展論は、東アジア

の環境制度の今後について考える時、とりわけ重要な指摘であると考えられる（訳書，pp. 177-183）。

(3) Schreyogg and Sydow による経路依存性の定式化

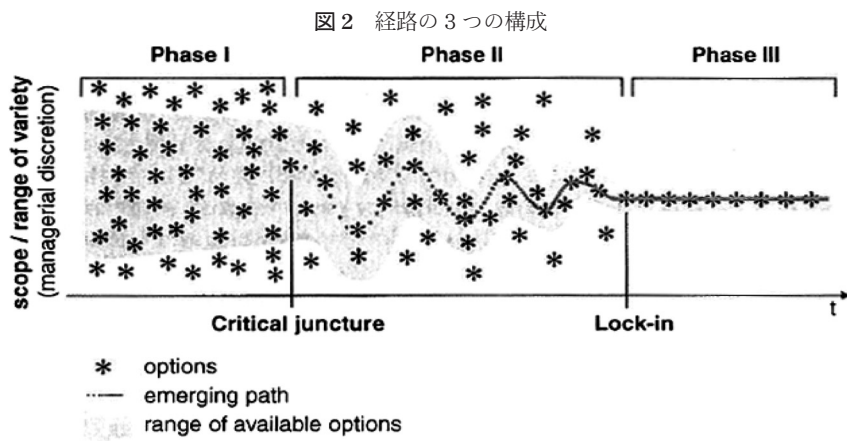
Schreyogg and Sydow (2010) は、経済学や経営学における合理的選択制度論と政治学などにおける歴史主義的制度論を総括し、経路依存性の過程を以下の3つのフェーズに整理した。

Phase 1 は制度形成前期であり、critical juncture に至るプロセスである。Critical juncture は、小さな出来事であれ、大きな出来事であれ、その後の経路を決める選択がなされるポイントであり、critical juncture を経ることで制度は形成され、自己強化 (self-reinforcing) のメカニズムが作動することとなる。

Phase 2 は制度形成期であり、自己強化プロセス（収穫増：increasing return あるいは正のフィードバック：positive feedback と同義）により経路が形成されていく局面である。自己強化メカニズムには6つのタイプが存在し、それらは「規模の経済 (economies of scale)」、 「ネットワーク外部性 (network externalities)」、 「学習効果 (learning effects)」、 「順応的期待形成 (adaptive expectations)」、 「調整効果 (coordination effects)」、 「補完性 (complementarities)」である。

Phase 3 はロックイン期であり、制度がたとえ時代遅れで硬直化し、不高率であっても、制度の社会へのロックインにより、硬直的となり、不高率なまま制度が続いていく局面である。

図2に、Schreyogg and Sydow (2010) による経路依存の3つの局面を示した。



(出所) Schreyogg and Sydow (2010), p. 8 より引用。

(4) Mahoney and Thelen による制度変化の議論

従来の制度論が制度の硬直性や慣性を重視し、制度変化の困難性を強調してきたのに対して、最近の制度論では制度変化や制度発展に注目し、そのような制度変化の理論化に関心が注がれてきている。

Mahoney and Thelen (2010) は、制度は従来考えられている以上に変化しやすく、こうした制度変化はゆっくりと、漸進的に、累積的に生じるとしている。また彼らは、制度変化を考える時、大きな急激な制度変化よりも、漸進的な制度変化や内生的な制度変化を理解することこそが重要であり、実際には

ロックインにつながる経路依存性をもつ制度は稀なケースであり、制度は、通常、ゆっくりと進化するとの立場に立っている。

それでは、制度のどのような性格が制度変化を許容するのであろうか。また、制度の変化を許容する性格は、なぜ、どのように、アクターが制度変化を促す行動を取ることを可能にするのであろうか、さらに、どのようにこれらのアクターの行動を理論化できるのか、どのようなアクターの戦略がどのような制度変化に有効なのか、どのような制度の性格がある特定の制度変化の戦略に対して脆弱なのか、といった一連の設問が立てられる。その上で、Mahoney and Thelen (2010) は制度変化の理論として以下のような議論を展開している。

ある制度が形成されることにより、特定のアクターへの政治的・経済的・社会的資源の配分と他のアクターへのそれら資源の非配分の可能性が生じる。こうしたアクターによる制度設計（意図）と制度がワークした結果は異なるケースが多く、実際の制度形成はさまざまなアクターの「曖昧な妥協」の産物である。すなわち、制度による資源配分のルールやその運用は事前にすべてが明確という訳ではなく、実際にはかなり「曖昧」であり、このことにより制度はもともとダイナミックな変動要素を内包していると考えられる。

制度変化の重要な要素はアクター間のバランス・オブ・パワーであるが、それをパワーの配分 (power-distributional approach), ルール遵守のレベルと程度 (level and extent of compliance), ルールの解釈と実効性 (rule interpretation and enforcement), 曖昧さ (Ambiguity), アクターの活動空間 (space for actors) として理論化することが重要である。特に、さまざまな制度間の相互作用により、ある一つの制度の資源配分メカニズムと他の制度の資源配分メカニズムの間にコンフリクトが生じる場合は、アクター間の力関係の変化が生じ、こうしたアクター間の能力の変化や格差が制度変化を促すと考えられる。

こうした制度変化の類型として Mahoney and Thelen (2010) は、以下の4つのパターンを類型化している。

- 1) Displacement: 古い制度を撤廃し、新しい制度を導入する。
- 2) Layering: 古い制度の上に重ねて新しい制度を導入する。
- 3) Drift: 環境の変化に応じて既存の制度のインパクトや効果が変化する。
- 4) Conversion: 既存の制度の戦略的再定義によりに新しい役割を与える。

4. 制度論アプローチと東アジア地域環境制度

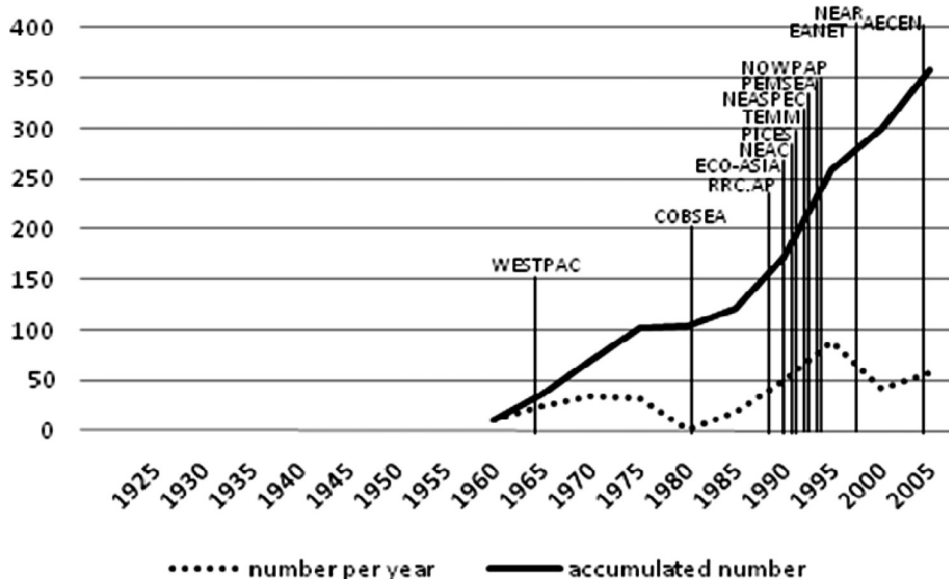
4.1 問題の所在

東アジアにおける環境協力制度の形成と現状から、問題の所在を確認しておきたい。

図3に東アジア諸国の国際環境条約への参加状況（対象国は日本、韓国、中国、ロシア。各年の締結国（破線）と累積条約締結国数（太線））と主な地域環境制度の形成年を示した。

東アジア諸国の国際環境条約への参加状況については、1972年ストックホルム国連人間環境会議な

図3 東アジア諸国の国際環境条約への参加と地域環境制度 (REIs) の形成



- (注記) 1. 東アジア諸国は日本、韓国、中国、モンゴル、ロシアである。
 2. 破線は、東アジア諸国の1960年以降の各年における国際環境条約への加盟（署名、批准など）件数を示す。実線は、東アジア諸国の1960年以降の国際環境条約加盟の累積件数を示す。
 3. 略称の正式名称は以下である。

Sub-Commission for the Western Pacific	WESTPAC
Northwest Pacific Action Plan	NOWPAP
Coordinating Body on the Sea of East Asia	COBSEA
Partnerships in Environmental management for the Seas of East Asia	PEMSEA
North Pacific Marine Science Organization	PICES
Acid Deposition Monitoring Network in East Asia	EANET
Northeast Asian Subregional Program for Environmental Cooperation	NEASPEC
Northeast Asian Conference on Environmental Cooperation	NEAC
Tripartite Environment Ministers Meeting	TEMM
Asian Environmental Compliance and Enforcement Network	AECEN
The Environment Congress for Asia and the Pacific	ECO-ASIA
Association of North East Asia Regional Governments-Environment Subcommittee	NEAR
Economic and Social Commission for Asia and the Pacific-Ministerial conference on Environment and Development	ESCAP
Regional Resource Center for Asia and the Pacific	RRC. AP

(出所) Lee, Alice Park (2010), "Development Path of Asian Regional Environmental Institutions", mimeo.

どを契機とした1970年代のワシントン条約(CITES, 1973年採択, 1975年発効, 1980年日本締結), ラムサール条約(1971年採択, 1975年発効, 1980年日本締結)などの自然保護関連(グリーン系)国際環境条約の批准が一つの山であり, その後, 1992年のリオ国連環境開発会議などに前後する気候変動枠組条約(UNFCCC), 生物多様性条約(UNCBD), 砂漠化対処条約(UNCCD)などの地球環境問題へ対応する国際環境条約への参加が大きなピークを形成している。

もう一つ注目すべき点は, 東アジア酸性雨モニタリング・ネットワーク(13ヵ国, EANET: Acid Deposition Monitoring Network in East Asia, 1993年第1回専門家会合, 1998年・第1回政府間会合(IG1)および試行, 2001年本格稼働)や北西太平洋行動計画(5ヵ国, NOWPAP: Northwest Pacific Action Plan, 1989年設立, 1994年政府間会合で計画決定)といった東アジア地域を代表する地域環境制度が, 1980年代後半から1990年代にかけて形成されてきたという事実である。

EANETやNOWPAPとよく対比されるヨーロッパの同様の環境問題を取り扱った地域環境制度であるLRTAP(1979年条約)やMed Plan(地中海行動計画, 1976年)が1970年代に形成されてきたことを考えると, ヨーロッパは1970年代の最初の国際的環境問題の高まりの中で地域環境制度の形成が進み, 東アジアでは1990年代の地球環境問題への国際社会の関心の高まりを背景に地域環境制度の形成が進んだと考えられる。

アジアの地域環境制度の特徴を議論する際, 他地域との「比較という視点」は避けて通れないポイントであるし, その際, ヨーロッパ地域との比較が一つの重要な論点となる。本論文においては, 「進んだヨーロッパ地域, 遅れたアジア地域」といった単純な類型化に陥ることなく, 制度論アプローチの適用・応用により, 東アジア地域独自の制度進化のメカニズムやその条件を考えたいが, 取りあえず欧州との比較でみてくる問題の所在を確認しておきたい。

一つは, 上述した地域環境制度が形成された歴史的位置・タイミングである。欧州が1970年代であったのに対して, 東アジアは主に1990年代に形成されており, こうした20年近い相違をどのように制度形成という視角から理解するののかについては, 東アジア自身の経済成長が1980年代から1990年代に加速し(例えばWorld BankのEast Asian Miracleの公刊は1993年), 環境破壊や汚染問題が深刻化してきたことがもっとも大きな背景要因である。1970年代の東アジアは日本のみが先進国で深刻な公害問題を抱え, ようやく公害対策の解決策が見えてきたところであり, 他のアジア諸国は輸出志向工業化戦略を徐々に強化してきた段階であり, 地域共通の課題としての環境問題という認識は薄かった。こうした工業化の進展といった背景とともに, 1990年代の地球環境問題への対応の中で, 地域における共通の環境問題への共同した対応の重要性というある種の規範認識が広がってきたことも重要である。経済のグローバル化という流れと環境意識(規範)のグローバル化・伝播といった1990年代の大きなグローバル化の流れが, 東アジア地域の環境制度の形成を促したと考えられる。

しかし, 1970年代に形成された欧州の地域環境制度と1990年代に形成されてきた東アジアの地域環境制度には歴史時間的相違だけでなく, 制度の性格においてもいくつかの大きな相違が指摘されている。LRTAPや地中海行動計画が国際条約に基づく法的拘束力のある制度(ノース的に表現すると「フォーマルな制度」)であるのに対して, EANETやNOWPAPは政府間会合などは行わないもの, 法的

拘束力のある国際条約化されておらず、緩やかな制度（インフォーマル制度）である。東アジアの地域制度の多くに共通するこうした「インフォーマリティ」が第二の制度の特徴であり、こうしたインフォーマル制度を地域環境制度の形成や発展という視角からどのように位置づけるのか、理論化できるのかが課題である。

こうした東アジアの地域環境制度のインフォーマリティとも関連し、「制度の効果」が問題となる。LRTAP（関連するヘルシンキ議定書などを含め）や地中海行動計画が実際の汚染削減を含むもので、実際の当該地域の環境問題の解決へ目に見える貢献をしているという制度の「効果」があるのに対して、東アジアの EANET や NOWPAP はモニタリングや情報交換といったことが主たる目的であり、汚染削減といった各国の環境政策の協調・調和（政策統合）ということは直接の目的とはなっていないため、制度を運営するための財政や事務局が貧弱で、実際の地域の環境問題の解決への「効果」がしばしば疑問視されている。こうした東アジア地域環境制度の効果の低さ・弱さという点をどのように理解するのも大きな論点である。

4.2 東アジアの地域環境制度の形成と発展

(1) 先行研究の評価

東アジア地域環境制度を論じた重要な先行研究としては、地中海行動計画と NOWPAP（北西太平洋行動計画）を論じた Chung, S. Y. (1999), “Is the Mediterranean Regional Cooperation Model Applicable to Northeast Asia?”, *the Georgetown International Environmental Law Review*, 11, pp. 363-399 および LATAP と EANET など論じた Kim, I. (2007), “Environmental Cooperation of Northeast Asia: Transboundary Air Pollution”, *International Relations of Asia-Pacific*, 7, pp. 439-462 を取り上げる。

Chung (1999) は国際関係論の視角から地中海行動計画が成功した要因として、制度形成初期における地域覇権国・フランスの政治的・経済的および知的リーダーシップの発揮とその後の本格化における UNEP の役割、特に UNEP による認識共同体 (epistemic community) の形成が果たした役割が大きかったと分析している。その上で、Chung はこうした地中海行動計画が成功した条件や要因を東アジア地域で求めることは困難であり、地中海行動計画モデルは東アジア地域へは適用できないと論じた。

Chung の地中海行動計画を事例とする地域環境制度分析方法は、制度形成期においてはリアリスト・アプローチに基づき覇権国家による制度形成のリーダーシップを重視したものである。また、Chung は制度発展期においてはコンストラクティヴィズム・アプローチに基づき、中立的に行動できる国連機関・UNEP の存在と UNEP に主導された科学者などの国境を越えた専門家集団の形成による環境問題に対する科学的認識の形成とこうした科学的認識の政策担当者への影響という知識や共通認識を重視したものである。

NOWPAP を事例とした Chung の研究は制度形成期におけるヘゲモニー国家のイニシアティブを重視し、その結果、中国（環境政策や科学的知識の欠如）、日本（歴史問題の存在や政治的イニシアティブの欠如）、韓国（政治経済的影響力の欠如）ともにこうしたリーダーシップを発揮できないとしたが、東

アジアの地域制度には日本が主導して形成されたものもある。EANETである。

Kim (2007) は酸性雨などの北東アジアの越境型汚染問題へ対処する EANET などの地域環境制度の形成・発展の問題を、環境問題の不確実性や対策費用の認識・判断といったリベラリスト的・機能主義的アプローチ (Kim 自身は interest based approach と表現している) に基づく国際環境政策への参加の費用と便益という観点と、政策決定を支える科学的認識を形成する科学者・専門家の共同体 (epistemic community) の重要性というコンストラクティヴィズム・アプローチから分析した。

Kim は課題として、北東アジアは欧州と同じような越境型大気汚染問題が存在すると考えられるのに、東アジアでは欧州の LRTAP に比較しうるような有効な地域環境制度がなぜ存在しないのかという問題を設定している。Kim はこうした東アジアの地域環境制度の形成が効果的に進まない各国の国内要因として、環境問題の不確実性、言葉を変えれば有効な対策をとった場合の「便益」が不確かであり、かつ対策に要する費用が大きいと考えられていることを指摘している。Kim は明示的に述べていないが、要するに、東アジアのように急速な経済成長により社会変化の激しい社会においては社会的割引率が高く、短期的に必要とされる費用の現在価値の大きさに対して、長期的に得られであろう便益の現在価値は小さく評価されがちであり、「開発主義国家」の運営においてこうした費用便益比率の低い広域の環境政策を推進するモチベーションは低いと言わざるを得ないということである。

短期的な費用の大きさと長期的な便益の小ささという関係は、当該の環境問題の科学的認識の深化や環境政策への専門的知識の蓄積により変化してくるものであり、その意味でも、Kim の第 2 のアプローチである認識共同体 (epistemic community) の形成が果たすべき役割は大きい。とりわけ Kim は、日本の主導的役割に注目しながらも、日本は“active but subdued”な役割に終始し、制度形成や発展へ踏み込んでいくことには抑制的でありすぎるとの評価をしている。さらに、認識共同体 (epistemic community) の形成という点で、日本の省庁に依存した縦割り研究のあり方が共通認識の形成を決定的に阻害したことを指摘している。具体的には環境省・国立環境研究所の酸性雨調査と経済産業省系の電力中央研究所の酸性雨調査がほぼ同じ時期に行われたにもかかわらず、相互の有機的な交流がほとんどなく、共通の科学的認識を形成することに貢献しなかったことを指摘している。

以上のような Chung (1999) や Kim (2007) の分析は、多少の表現の違いはあるものの、日本のリーダーシップの欠如とともに日本が潜在的に果たすべき認識共同体 (epistemic community) の形成の不十分さが東アジアの地域環境制度の「弱さ」の大きな要因としている。このように従来の研究は東アジアの環境制度の弱さや効果の低さを強調し、その政治学的要因を議論してきた。しかしそもそも、それではなぜこうした「弱い」制度が継続しているのか、制度継続のメカニズムはいかなるものか、こうした制度の今後の変化や発展の可能性はどのように考えられるのか、といった点には十分に答えるものとはなっていない。制度論的にみると、東アジアの「弱い」制度の自己強化メカニズム (正のフィードバック、収穫逦増メカニズム) とは何なのか、あるいはこうした東アジアの「弱い」制度の変化のプロセスとはいかなるものかが問われなければならないと考えられるのである。

(2) 地域環境協力と地域統合の進化モデル

地域における環境協力制度を考察する際、関連する概念として「地域統合」、「地域環境協力」、「地域環境レジーム」、「地域環境政策協調」、「地域環境ガバナンス」、「地域環境共同体」などがある。本論文は、環境面における「地域統合」を進め、「環境共同体」を形成するためには、「地域環境協力」を基盤とし、各国における社会的環境管理能力の形成を進め、「政策協調」や「環境制度・レジーム」へ到達することが必要であるとの仮説に立つものである。

「地域統合」には経済統合、社会統合（環境面での統合を含む）、政治統合などさまざまな側面がある。経済統合はバラッサなどの研究によれば、(1) 自由貿易協定、(2) 関税同盟、(3) 共同市場、(4) 経済同盟、(5) 超国家的機関の設置という5段階を持つとされており（都丸・石井 2007）、「環境面における地域統合」も何らかの発展段階を仮定することが可能と考えられる。

こうした「環境面における地域統合」を進める基本的な形として「地域環境協力」が位置づく。「地域環境協力」には、環境ODAなどによる2国間あるいは多国間の1) 情報交換・ネットワーク形成、2) 政策対話、3) 技術協力、4) 共同・協力的な環境モニタリングや環境プロジェクトの実施窓のさまざまな形態が含まれる。「地域環境レジーム」は「環境面における地域統合」の発展した形態であり、「地域環境協力」が条約や国際機関の設置などにより何らかのフォーマルな制度化が行われ、地域レベルでの社会的環境管理システムが形成されたことを意味する。また「地域環境政策協調」とは、一般に、複数の主権国家が共通の環境目標や政策を達成するために実行する集団的行動をさし、「地域環境協力」の進化した形態であり、「地域環境制度・レジーム」の形成と呼応するものと考えられる。

地域環境政策協調や地域環境レジームの形成ためには、政府間レベルだけでなく地域各国の企業間や市民社会間の協調関係の構築、換言すれば、共通の環境問題に対処する社会的環境管理能力の形成（地域環境ガバナンス）が必要であると考えられる。したがって「地域環境共同体」とは、「地域における社会的環境管理能力の形成（地域環境ガバナンス）」を基礎として、地域環境レジームを形成し、地域の共通環境政策を実施する体制として定義される。

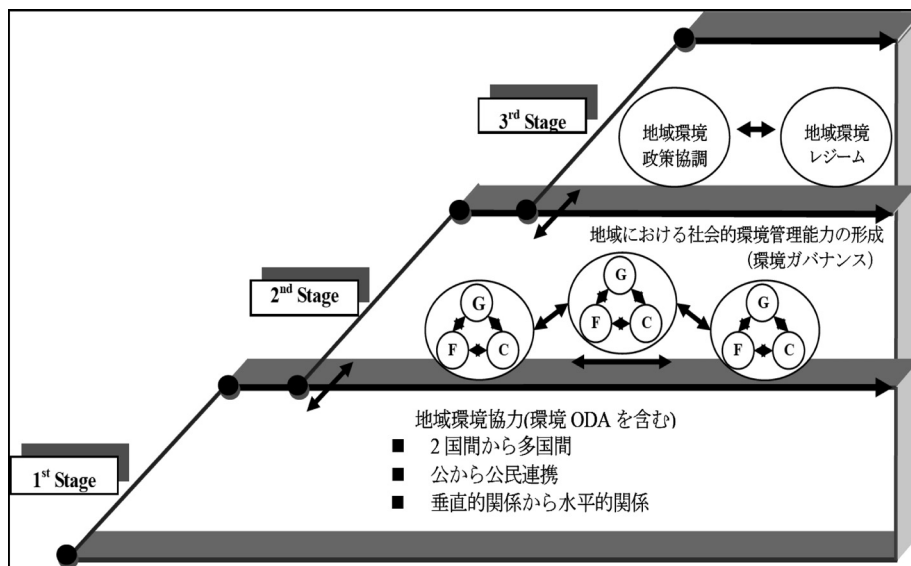
図4に、「社会的能力の形成と制度変化」アプローチ（松岡 2004, Matsuoka 2007）に基づき、環境面における地域統合の発展プロセスを、地域環境協力を第1ステージとし、地域における社会的環境管理能力の形成（地域環境ガバナンス）を第2ステージと位置づけることで、第3ステージに地域環境政策協調や地域環境レジームが形成され、地域環境共同体へと進化するという仮説モデルを示した。この進化モデルを用いて、欧米の越境型大気汚染を対象としたLRTAPと東アジアの酸性雨を対象としたEANETという2つの地域環境協力制度がどの位置にあるのかを分析・評価することによって、今後の東アジア地域における環境制度の形成のあり方や発展について考察する。

(3) 東アジアの環境制度の形成分析：EANETのケース

本節では、東アジアにおける地域環境協力の先駆的事例であるEANET（東アジア酸性雨ネットワーク）の発展過程を概観、図4の進化モデルや制度論に基づきEANETの評価を行う（表1参照）。

日本の環境庁は、1970年代の公害克服を経て、1980年代に入ると環境政策の新たな方向を模索し、

図4 地域環境協力と地域統合の進化モデル



(注記) G, F, Cはそれぞれ社会的アクターとしての政府, 企業, 市民社会を示す。
 (出所) 松岡(2009)。

1983年から酸性雨に関する国内モニタリングを開始した(裾野2006)。こうした酸性雨モニタリング・ネットワークを東アジア地域へと拡大すべく、環境庁は1993年頃にEANET構想を提唱した。1993年から4回の専門家会議が開催され、1998年から約2年半の試行期間を経て、EANETは2001年から本格稼動することとなった(EANET2008)。

現在のEANETには東アジアの13カ国(中国, インドネシア, 日本, マレーシア, モンゴル, フィリピン, ロシア, 韓国, タイ, ベトナム, カンボジア, ラオス, ミャンマー)が参加している。EANETの目的は、1) 東アジアにおける酸性雨問題の状況に関する共通理解を形成すること、2) 酸性雨による環境への悪影響を防ぐための政策決定に有益な情報を提供すること、3) 酸性雨問題に関する参加国間の協力を推進することである。

大気汚染物質の削減を目的とするLRTAPとは異なり、EANETの目的はモニタリングである。また、EANETはLRTAPのような条約に基づく制度ではなく、政府間会合がネットワークの意思決定機関で、モニタリングの実施体制をサポートする科学諮問委員会が設置されたほか、ネットワークを支援するための組織として事務局(バンコク)とネットワーク・センター(NC)(酸性雨研究センター/ADORC, 2010年6月にアジア大気汚染研究センター(ACAP)と名称を変更した。新潟市)がある。

EANETが実施しているモニタリングの技術面においては、1) EANETがカバーしている地域の広さからしてモニタリング・ポイントが13カ国で47カ所(現在、56カ所)と少ない、2) 測定データの信頼性向上のためにデータのQA/QC(精度管理)活動の一層の推進が必要、3) 経済的負担が少なく簡易で普及しやすい測定手法の開発などの課題が指摘されている(戸塚2005)。資金面では、2003年に開催された第5回政府間会合(IG5)において2005年から「国連分担率」をベースとして全てのメンバー

アジアの地域環境制度の形成と地域統合

表 1 EANET の展開過程

1983 年	環境庁（日本）が 5 ヶ年計画で本格的な酸性雨調査として「第 1 次酸性雨対策調査」を開始。この調査により、全国的に多くの地点で pH4 台と欧米並みかそれ以上の酸性降下物を観測した。
1988 年	環境庁「第 2 次酸性雨対策調査」を実施。
1993 年頃	環境庁「東アジア酸性雨モニタリング・ネットワーク」(EANET) 構想具体化。
1993 年	第 1 回専門家会合（10 月，富山） 環境庁「第 3 次酸性雨対策調査」を実施。
1995 年	第 2 回専門家会合（3 月，東京）および第 3 回専門家会合（11 月，新潟）
1997 年	第 4 回専門家会合（広島）
1998 年	EANET の試行稼働開始。 第 1 回政府間会合（横浜） 暫定事務局および暫定ネットワークセンター（ADORC, 新潟）を設立。 暫定科学諮問グループ (ISAG) メンバー指名，参加国の国内センター指定。
1999 年	環境庁，第 1 次～第 3 次酸性雨対策調査の最終とりまとめを発表。
2000 年	第 2 回政府間会合（新潟）
2001 年	EANET の本格稼働開始。 第 1 回科学諮問委員会（チェンマイ） 第 3 回政府間会合（チェンマイ）
2002 年	事務局を UNEP のアジア太平洋地域センター（バンコク）に移転。 第 4 回政府間会合（バンコク）
2003 年	第 5 回政府間会合（パタヤ）
2004 年	JICA 酸性雨モニタリングに関する第三国研修を実施（タイ） 第 6 回政府間会合（シエムリアップ）
2005 年	第 7 回政府間会合（新潟） EANET と EMEP（欧州監視評価計画）との共同セミナーを実施（モスクワ）。 EANET 将来展開に係る作業部会会合 (WGFD)（新潟）
2006 年	第 8 回政府間会合（ハノイ）
2007 年	第 9 回政府間会合（ピエンチャン） JICA 課題別研修：東アジア酸性雨モニタリング・ネットワーク実施。
2008 年	第 10 回政府間会合（プーケット）

（出所）EANET (2008) などより作成。

国が資金拠出をすることが決まり，中国・韓国・タイ・マレーシアの限定的拠出（4 ヶ国で全体の 10% 程度の負担）は行われるようになったが，現在も日本がほとんどの EANET 運営資金の負担を行っている状況である（表 2 参照）。

EANET の形成や効果に関する研究としては，Takahashi (2002), 戸塚(2005), 安藤(2006), Kim (2007), 宮崎(2007) などがある。これらの中で Kim は，すでに 5.2 で述べたように，越境型大気汚染といった複雑かつ不確実な問題を地域全体の課題として位置づけるためには地域の科学者による共通の科学的認識とそうした科学的知識の普及・啓発にもとづく共通認識の形成，すなわち認識共同体 (epistemic community) の役割が大きく，東アジアでは日本を含めて科学者のこうした認識共同体の形成が弱いことを指摘している (Kim 2007)。また，Takahashi は東アジアにおいては同じ環境問題に対して日

表2 日本のEANETへの拠出額(2002年~2008年)

平成14年(2002)	165百万円
平成15年(2003)	165百万円
平成16年(2004)	149百万円
平成17年(2005)	119百万円
平成18年(2006)	124百万円
平成19年(2007)	129百万円
平成20年(2008)	129百万円

(出所) 環境省資料より作成。

本がイニシアティブをとる組織と韓国がイニシアティブをとる組織が存在するなどの「制度の並存状況(parallel institutions)があり、北東アジア、東アジア、東南アジア、アジア太平洋などの「多様なメンバーによる重層構造(multilayer structure and deferent members)」があり、またほとんどの地域制度の運営組織は「組織的にも財政的にも弱い(weak institutional/financial structure)」という3つの問題点を指摘している(Takahashi 2002)。

そもそも欧州で越境型大気汚染防止(LRTAP)制度が形成・発展してきた背景としては、1950年代に科学者による知的協力関係という科学的モニタリング・ネットワークが形成され、1960年代に酸性雨被害の原因究明が行われたことが重要である(Underdal and Hanf 2000, 石井 2001)。LRTAP形成に至る第1ステージ(図4における地域環境協力の形成)は、こうした科学者による水平的・国際的モニタリング・ネットワークが構築された1950年代および1960年代である。LRTAPの第2ステージ(地域における社会的環境管理能力の形成)は、第1ステージにおける酸性雨の原因物質や因果関係に関する科学的証明を踏まえ、各国がそれぞれの大気汚染対策に関する社会的能力の形成を進めるとともに地域的アプローチの模索が行われた1970年代である。第3ステージ(政策協調・環境レジーム)であるLRTAP成立では、2つのステップが区別される。第1ステップは、1980年代前半に共通モニタリング体制(EMEP)の整備や財政負担の取り決めが行われた時期であり、第2ステップは1980年代後半に行われた法的拘束力のある国別削減目標設定(ヘルシンキ議定書など)であると考えられる。

欧州におけるLRTAPレジームの成立・発展過程と比較すると、東アジアのEANETは日本が主導して東アジア各国の酸性雨モニタリング体制を整備しているという点で、第1ステージの地域環境協力の第2ステップ(日本が主導する多国間関係の構築)と評価することができる。

以上から、EANETは多国間における水平的な環境協力を行える状態にはまだ至っていないと評価できる。また中国や韓国は、EANETの法的拘束力(条約制定)とスコープ(モニタリング項目)の拡大の両方に対して消極的な立場を取っている。

今後、東アジア地域において環境面における地域統合を進めるには、日本だけでなく、タイ、マレーシア、中国、韓国などが新興ドナーとして周辺国への環境協力を手がけることが可能なレベルに達する必要がある。これらの諸国は、すでに国内のモニタリング体制が整備され、自前の環境対策が実施可能な状況にある。

EANETの今後の方向性としては、EANETは酸性雨の観測のみを行うのではなく、他の大気汚染物

質のモニタリング、すなわちスコープの拡大やモデリング、そして排出目録 (Emission Inventory) を作成することを各国に義務付けるべきであろう。また、EANET のフォーマル化に対して、消極的な態度を取り続ける中国・韓国などを今後いかに巻き込んでいくのかが東アジア地域の環境共同体を確立する上での重要課題である。

5. 東アジアの地域環境制度の今後の展開について

EANET は、1980 年代以降の東アジアの急速な工業化に伴う大気汚染の社会問題化という背景の下に、日本の環境協力 (環境 ODA) の東アジアへの展開を基礎として、欧州の LRTAP (1979 年条約) をモデルとし、1992 年のリオ・地球サミット (Agenda21) における環境問題の共通化という国際的規範の影響を受け、形成されてきた。具体的には、1993 年頃日本の環境庁による構想・提唱、1993 年・第 1 回専門家会合、1998 年・第 1 回政府間会合 (IG1) および試行、2001 年の本格稼働と展開し、当初は日本を中心としたハブ・アンド・スポーク構造組織であったが、徐々にフォーマルなフラットな制度への模索が行われてきている。2003 年には財政負担の公平化 (国連分担金方式、2005 年から実施) が図られるなどし、組織活動や運営についても文書化が図られ、2010 年には Instrument と題する文書 (条約ではない) が採択された。

こうした EANET の制度形成における critical juncture は、1998 年・第 1 回政府間会合 (IG1) および試行あるいは 2001 年の本格稼働であると考えられ、そこから組織構造的には日本依存、組織機能的にはモニタリング・情報交換といった EANET の経路依存性が形成されてきたと考えられる。同時に、日本以外の他の参加国にとっては、先進国・日本の進んだ環境技術の移転によりそれぞれの国の社会的環境管理能力の形成が進んだわけであり、このような能力形成こそが、現在まで 10 年近く続いてきた EANET の自己強化メカニズムであったと考えられる。

こうした EANET の経路依存性を理解するためには、EANET の形成過程における他の制度との関係も重要である。同時期に韓国が主導して作られた北東アジア地域環境プログラム (NEASPEC) はある意味で重要な類似した地域協力制度である。NEASPEC は、1992 年のリオ・地球サミットを受けて 1993 年に設立され、韓国、日本、中国、北朝鮮、モンゴル、ロシアの 6 カ国が参加し、大気汚染問題や生物多様性保全など幅広い地域環境協力プログラムを実施している。さらに、1998 年に国連をベースとし韓国が提唱して始まった日中韓 3 カ国環境大臣会合 (TEMM) は、持ち回りで毎年 1 回環境大臣会合を開いており、2010 年 5 月に北海道で開催された第 12 回会合では、環境教育、気候変動、生物多様性、黄砂、汚染管理、循環型社会、電子廃棄物、化学物質管理、北東アジアの環境ガバナンス、環境産業と環境技術という 10 の重点分野の行動計画が合意されている。TEMM の共同コミュニケの中では EANET や NOWPAP の活動への言及がある。また、EANET、NEASPEC、TEMM 以外に、北東アジアの海洋汚染を対象とした NOWPAP (北西太平洋行動計画)、さらには ASEAN+3 環境大臣会合 (第 1 回 2002 年、毎年会合)、東アジア・サミット・環境大臣会合 (EAS EMM、第 1 回 2008 年、隔年会合) などさまざまな制度がオーバーラップしている状況にある。

制度論という視角からみたとき、これらの制度が何らかの基軸制度を持ち、補完しあう関係にあり、

全体として東アジアの地域環境に関わる「制度の束 (bundle of institutions)」あるいは building block として機能しているのか、それともお互いに競合・分散・相殺する関係にあるのかは重要な点である。現状ではどちらも評価が難しく、むしろ地域統合のあり方をめぐりさまざまな試行錯誤が行われている段階と理解するほうが良いのかもしれない。

しかし、現在の地域環境協力の制度には、EANET, NEASPEC, NOWPAP といった環境問題のために設立された制度と、TEMM (日中韓サミット), ASEAN+3 環境大臣会合, 東アジア・サミット (EAS) 環境大臣会合といった首脳会合 (政治サミット) の環境分野としての制度が並存している。今後の東アジアの地域環境協力制度は、ある意味で「環境専門制度」と地域統合・地域共同体を志向する政治制度の「部分・補完制度としての環境制度」の両輪によって展開していくものと考えられる。

その際、東アジア地域全体をカバーする共同体形成として 2005 年から開始された東アジア・サミット (ASEAN+3+3) が、2011 年からアメリカ、ロシアが加わり、ASEAN+6+2 という空間構造になるといった状況を考えると、1989 年に始まった APEC の動向も含め、この地域における地域主義 (regionalism) と地域化 (regionalization) そのものが、グローバル化 (or globalism) の中で変化し続けているものと考えられる。こうした地域概念の可変性、可塑性、柔軟性はそれ自身が東アジアの大きな地域特徴であり、Pierson (2004) の主張する「制度収斂論」(グローバル化とネットワークの発展による規範の「伝播」により、制度的収斂=「制度の標準化」が起こる) がアジアで妥当するのかどうかは慎重な吟味が必要であろう。

引用文献

- Alexander, J. C. et al. eds. (1987), *the Micro-Macro Link*, Univ. of California Press, Berkley, 石井幸夫他 (訳) (1998) 『マイクロ・マクロ・リンクの社会理論』新泉社
- 青木昌彦 (1995), 『経済システムの進化と多元性: 比較制度分析序論』, 東洋経済新報社
- 青木昌彦・奥野正寛 (編) (1996), 『経済システムの比較制度分析』, 東京大学出版会
- 青木昌彦 (2001), 『比較制度分析に向けて』, NTT 出版
- 安藤博 (2006), 「EANET: 東アジア共同体の先駆的連帯」, 東海大学平和戦略国際研究所 (編) 『東アジアに「共同体」はできるか』社会評論社, pp. 189-200.
- Chung, S. Y. (1999), "Is the Mediterranean Regional Cooperation Model Applicable to Northeast Asia?", *the Georgetown International Environmental Law Review*, 11, pp. 363-399.
- Arthur, B. (1994), *Increasing Returns and Path Dependence in the Economy*, Univ. of Michigan Press, 有賀裕二 (訳) (2003), 『収益逡増と経路依存: 複雑系の経済学』多賀出版
- Cappaccia, G. and R. D. Kelemen (2007), "The Study of Critical Junctures: Theory, Narrative, and Counterfactuals in Historical Institutionalism", *World Politics*, 59, pp. 341-369.
- David, P. (1985), "Clio and the Economics of QWERTY", *American Economic Review*, 75(2), pp. 332-337.
- EANET (2008), *Acid Deposition Monitoring Network in East Asia*, <http://www.eanet.cc/jpn/> (2008 年 5 月 11 日)
- 遠藤乾 (2008), 『ヨーロッパ統合史』, 名古屋大学出版会
- Hall, P. and R. Taylor (1996), Political Science and the Three New Institutionalism, *Political Studies*, XLIV, pp. 936-957.
- 石井敦 (2001), 「複数汚染物質議定書 (1999 年)」, 『Studies (三菱化学生命科学研究所・社会生命科学研究室)』, No. 5, pp. 3-119.
- Mahoney, J. and K. Thelen (2010), *Explaining Institutional Change: Ambiguity, Agency and Power*, Cambridge U. P.
- 松岡俊二・朽木昭文 (編) (2003), 『アジア研トピックレポート No. 50: アジアにおける社会的環境管理能力の形成: ヨ

- ハネスブルク・サミット後の日本の環境 ODA 政策』, アジア経済研究所
- Matsuoka, S. and A. Kuchiki eds. (2003), *Social Capacity Development for Environmental Management in Asia: Japan's Environmental Cooperation after Johannesburg Summit 2002*, Institute of Development Economics, Tokyo.
- 松岡俊二・岡田紗更・木戸謙介・本田直子 (2004) 「社会的環境管理能力の形成と制度変化」『国際開発研究 (国際開発学会)』, 第 13 巻第 2 号, pp. 31-50.
- 松岡俊二 (編) (2004), 『国際開発研究』, 東洋経済新報社
- Matsuoka, S. ed. (2007), *Effective Environmental Management in Developing Countries: Assessing Social Capacity Development*, Palgrave-Macmillan, London.
- 松岡俊二 (2008), 「国際開発協力におけるキャパシティ・ディベロップメントと制度変化アプローチ」『アジア太平洋討究 (早稲田大学大学院アジア太平洋研究科紀要)』, 11, pp. 223-237.
- 松岡俊二 (2009), 「日本の国際環境協力と東アジア共同体」. 『ワセダアジアレビュー』, 第 5 号, pp. 5-10.
- 松岡俊二 (2011), 「東アジアの環境協力と地域環境制度: 日本の環境 ODA と東アジア環境共同体の形成」, 吉野孝・弦間正彦 (編) 『東アジアにおける政治経済・環境のフロンティア』 東洋経済新報社, pp. 119-150.
- 真鍋賢二 (2000), 『優優飛翔』, 中央法規出版
- Miles, E. L., A. Underdal, S. Andresen, J. Wettestad, J. B. Skjaereth, and E. M. Carlin (2002), *Environmental Regime Effectiveness*, MIT Press, Cambridge.
- 宮崎麻美 (2007), 「環境ガバナンスにおける「ネットワーク」の意義: 東アジア酸性雨モニタリングネットワーク (EANET) を事例として」, 『公益学研究』, 第 7 巻第 1 号, pp. 24-36
- 毛利和子・森川裕二 (2006), 『東アジア共同体の構築 4 図説ネットワーク解析』 岩波書店
- North, D. (1990), *Institutions, Institutional Change and Economic Performance*, Cambridge U. P., New York, 竹下公視 (訳) (1994), 『制度・制度変化・経済成果』, 晃洋書房
- Ostrom, E. (2005), *Understanding Institutional Diversity*, Princeton U.P., Princeton Pierson, P. (2004), *Politics in Time: History, Institutions, and Social Analysis*, Princeton U.P., 粕谷祐子訳 (2010), 『ポリティックス・イン・タイム: 歴史・制度・社会分析』 勁草書房
- Schreyogg, G and Sydow, J. (2010), *the Hidden Dynamics of Path Dependence: Institutions and Organizations*, Palgrave-MacMillan
- 裾野玲子 (2006), 「日本の酸性雨対策への取組」, 『環境技術』, 第 35 巻第 11 号, pp. 812-817
- Scott, W. R. (1995), *Institutions and Organizations*, Sage Publications, Thousand Oaks, 河野昭三他 (訳) (1998), 『制度と組織』, 税務経理協会
- 塩沢由典 (1999), 「マイクロ・マクロ・ループについて」, 『経済論叢 (京都大学経済学会)』, 164(5), pp. 1-73.
- Takahashi, W. (2002), Problems of Environmental Cooperation in Northeast Asia: The Case of Acid Rain, in Harris, P. ed. (2002), *International Environmental Cooperation: Politics and Diplomacy on Pacific Asia*, University of Colorado Press, Colorado
- 寺西俊一 (監修) (2006), 『環境共同体としての日中韓』, 集英社新書
- 戸塚績 (2005), 「酸性雨モニタリング・ネットワーク: 東アジアのモニタリングを中心に」, 『EICA』, 第 10 巻第 1 号, pp. 15-19.
- 都丸善央・石井安憲 (2007), 「経済統合のミクロ的基礎理論」, 藪下史郎・清水和巳 (編) 『地域統合の政治経済学』, 東洋経済新報社, pp. 11-30.
- Underdal, A. and K. Hanf eds. (2000), *International Environmental Agreements and Domestic Politics: The Case of Acid Rain*, Ashgate, Aldershot.
- UNECE (2008), *Convention on Long-range Transboundary Air Pollution*, <http://www.unece.org/env/lrtap/welcome.html>, 2008 年 5 月 9 日)
- 渡辺利夫 (2008), 『新脱亜論』, 文春新書
- World Bank (1993), *East Asian Miracle*, World Bank, Washington D.C.
- 柳下正治 (1994), 「我が国は酸性雨問題にどう取り組むべきか」, 『環境研究』, No. 96, pp. 87-99.